

香川大学 免除申請者	学籍番号		氏名	
---------------	------	--	----	--

変更事由申立書（様式0）

2025(令和7)年度前期分授業料免除申請をした者は、**4月2日から10月1日までに、以下に記載されている事由が新たに発生した場合（発生する見込みの場合）、変更申請をする必要があります。**（家計支持者の勤務時間等の反映による給与の増減だけの変更の場合は変更申請は不要です。）

変更申請は、確認票A・B、家庭調書、変更があった書類とその関連資料の提出で受け付けます。
ただし、改めての申請が不要の場合でも、**前期と後期で判定結果が変わる場合があります。**

◆世帯状況の変更

チェック欄	事由	備考・具体例
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員に増減があった	世帯の構成員が死亡した （ただし、前回申請時に既に死亡証明書等の書類を提出している場合は変更事由となりません） 兄弟姉妹の結婚または就職等により、学資負担者の扶養から外れた 働いていた兄弟姉妹が退職し、学資負担者の扶養に入った
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が新たに障害者認定・取り消しを受けた	
<input type="checkbox"/>	申請者又は、学資負担者が風水害の被害を受けた	ただし、前回申請時に罹災証明等の書類を提出している場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	学資負担者の単身赴任の開始・終了があった	父が単身赴任となった（または、父の単身赴任が終了した）
<input type="checkbox"/>	通学区分の変更があった	申請者や兄弟姉妹が下宿を開始・終了した（自宅外・自宅の変更）
<input type="checkbox"/>	就学者の増減があった	弟が9月末で学校を退学・卒業・終了予定、姉が10月入学予定である
<input type="checkbox"/>	長期療養者（介護認定者）の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更がある。又は、長期療養を終えた	令和6年4月～令和7年3月までの療養費自己負担額は8万円（10万円未満を切り捨てると0円）だったが、令和6年10月～令和7年9月までの自己負担額が12万円（10万円未満を切り捨てると2万円）となった
<input type="checkbox"/>	独立生計者となった	前期時点で実家から通っていた申請者（大学院生）が、自宅を出て独立生計を立てることとなり、独立生計者としての申請へ変更する （独立生計者として認定されない可能性があります）
<input type="checkbox"/>	独立生計者ではなくなった	前期時点で独立生計者として申請していたが、父母等から支援を受けることとなった（または、父母等と同居することとなった）
<input type="checkbox"/>	申請者（又は配偶者）が 給付型 奨学金の受給を開始・終了した	申請していた 給付型 奨学金の採用通知が5月に届いた

◆学資負担者（独立生計者、私費留学生の場合は申請者および配偶者）の収入状況等に関する変更

チェック欄	事由	備考・具体例
<input type="checkbox"/>	就職・転職・退職した（TA, RA, TF等を含む）	父が再就職した、母が退職した、私費外国人留学生のアルバイト先が変わった
<input type="checkbox"/>	雇用形態が変わった	正社員からパート社員になった
<input type="checkbox"/>	事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した	自営業を始めた、個人事業から法人へ変更した
<input type="checkbox"/>	年金、恩給の受給を開始・終了した	年金額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	雇用保険（失業給付）、傷病手当金の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	生活保護の認定を受けた・取り消しになった	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	親戚・知人等からの援助が開始・終了した	生別となっている父からの援助がなくなった、親戚・知人から援助を受けた
<input type="checkbox"/>	住居の変更（引っ越しをした）	独立生計者または私費留学生の場合、住居の変更は変更事由となります

記載事項は事実と相違ありません。

また、10月1日までに新たな変更があった場合は、学生生活支援課まで直ちに連絡します。